

日本語教育施設学則

目次

第1章 （総則）	3
（目的）	3
（名称）	3
（位置）	3
（点検・評価）	3
第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日	4
（コース・修業期間・収容定員）	4
（始期・終期等）	4
（休業日）	4
（授業の終始時刻）	5
第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織	6
（教育課程）	6
（学習の評価）	6
（教職員組織）	6
第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰	7
（入学資格）	7
（入学時期）	7
（入学手続）	7
（休学・復学）	7
（転学）	7
（退学）	8
（修了・卒業の認定）	8
（報奨）	8
（懲戒処分）	8
第5章 生徒納付金	9
（生徒納付金）	9
（納入）	9
（滞納）	9
（生徒納付金の返還）	9
第6章 雑 則	10
（寄宿舍）	10
（健康診断）	10
（細則）	10
附 則	10

第1章 （総則）

（目的）

第1条 新宿御苑学院は、日本国憲法のもと真に日本語を学ぶ留学生のために設立された。当学院は、留学生が日本と世界を結ぶ架け橋となれるよう、正確な日本語の教授と、希望する進学先への丁寧な指導を行うことを目的としている。

（名称）

第2条 本学は、新宿御苑学院（日本語学校）という。

（位置）

第3条 本学は、東京都新宿区新宿二丁目3番13号に置く。

（点検・評価）

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。ただし、校長が必要と判断した場合は、収容定員及びクラス数を振り返ることが出来る。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス
第 1 部	進学2年コース	24ヵ月	3 6 名	2 クラス
	進学1年9ヵ月コース	21ヵ月	1 8 名	1 クラス
	進学1年6月コース	18ヵ月	1 8 名	1 クラス
	進学1年3ヵ月コース	15ヵ月	1 5 名	1 クラス
	小 計		8 7 名	5 クラス
第 2 部	進学2年コース	24ヵ月	3 6 名	2 クラス
	進学1年9ヵ月コース	21ヵ月	1 8 名	1 クラス
	進学1年6月コース	18ヵ月	1 8 名	1 クラス
	進学1年3ヵ月コース	15ヵ月	1 5 名	1 クラス
	小 計		8 7 名	5 クラス
計			1 7 4 名	1 0 クラス

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースの始期・終期は下記のとおりである。

- (1) 進学2年コース 4月に始まり翌々年の3月に終わる。
- (2) 進学1年9ヶ月コース 7月に始まり翌々年の3月に終わる。
- (3) 進学1年6ヶ月コース 10月に始まり翌々年の3月に終わる。
- (4) 進学1年3ヶ月コース 1月に始まり翌年の3月に終わる。

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) ゴールデンウィーク休業（4月末から5月初のゴールデンウィーク期間）
- (4) 夏期休業（8月上旬から8月中旬の約2週間）
- (5) 秋期休業（10月上旬から10月中旬の約2週間）
- (6) 冬期休業（12月下旬から1月上旬の約2週間）
- (7) 春期休業（3月下旬から4月上旬の約3週間）

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定に

【日本語教育施設学則】

かかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定め、次の通りに行う。

第1部（午前の部）午前9時20分から午後0時50分

第2部（午後の部）午後1時10分から午後4時40分

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学には、以下の表の項の第一覧に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、レベル及び授業時数はそれぞれ第二欄から第七欄までに掲げるとおりとする。ただし、ここにいう1単位時間とは、45分とする。

日本語教育課程名	修業期間	日本語能力 到達目標	収容定員	始期 ～ 終期	授業週数	1週間当たり 授業時間数
				レベル (参照枠の尺度)		(授業日数)
進学2年コース	2年	B2	72人	4月 ～ 3月	76週	20時間
				初級前期 ～ 中級後期 (A1`B2)		(5日)
進学1年9か月コース	1年9か月		36人	7月 ～ 3月	67週	20時間
				初級後期 ～ 中級後期 (A2`B2)		(5日)
進学1年6か月コース	1年6か月		36人	10月 ～ 3月	57週	20時間
				中級前期 ～ 中級後期 (B1`B2)		(5日)
進学1年3か月コース	1年3か月		30人	1月 ～ 3月	48週	20時間
				中級後期 ～ 中級後期 (B2`B2)		(5日)

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、総合日本語の各項目〔聞く、文法、聞く、読む、書く〕について、試験成績、及び、平常点をもって決定し、A、B、C、D、Fの5段階で表される。90点～100点がA、80点～89点がB、70点～79点がC、60点～69点がD、60点未満および未受験をFとする。話す（やりとり）、話す（発表）と日本事情については、ルーブリックやポートフォリオを活用するなどした自己評価を行うが、学習相談や進学指導、推薦書作成の参考などにとどめ、5段階で表すことはしない。進級については、総合日本語のすべての項目において評価がD以上であることとする。D評価の場合、補講を受講すること。F評価の場合、補講を受講後、追試を受けて合格することとする。合格した場合、成績はDとする。

(教職員組織)

第11条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員10人以上（うち本務等教員5名以上）
 - (4) 生活指導担当者3名以上
 - (5) 事務職員2名以上
2. 前項の他、必要な職員を置くことができる。
3. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第12条 本学への入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- （1）12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- （2）年齢が18歳以上の者
- （3）正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- （4）信頼のおける保証人を有するもの。
- （5）各コースにおいて求められる日本語能力がある者
 - イ 進学2年コースにおいては、日本語学習歴が150時間以上、あるいはA1相当の日本語試験に合格している者
 - ロ 進学1年9か月コースにおいては、A2 相当の日本語試験に合格している者
 - ハ 進学1年6か月コースにおいては、A2 相当の日本語試験に合格している者
 - ニ 進学1年3か月コースにおいては、B1 相当の日本語試験に合格している者

（入学時期）

第13条 本学への入学は年4回とし、その時期は、四月、七月、十月そして一月とする。

（入学手続）

第14条 本学の入学手続きは、次の通りとする。

- （1）本学へ入学しようとするものは、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- （2）前号の手続を修了したものに対して選考を行い、入学者を決定する。
- （3）本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める選考料を除いた生徒納付金と必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

（休学・復学）

第15条 生徒が病気その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

- 2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第16条 本校への転学を希望する者がある場合は、本学が定めた入学資格を有する者で、かつ、やむを得ない事情があると認めたときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

- 2. 災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、本校は（一財）日本語教育振興協会の助力を得て、日本語教育振興協会維持会員校への転学を支援するものとする。

【日本語教育施設学則】

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第18条 校長は、次の条件を全て満たす者に修了・卒業を認定する。

- (1) 第9条に定めるいずれかのコースの修業期間を満了していること
 - (2) コース全体の出席率が80%以上であること
 - (3) 最終学期の総合成績がD以上であること
 - (4) 在籍期間中に出入国在留管理庁が指定する試験でA2相当以上の成果を収めること
2. 校長は本校の所定のコースを修了した者に対し修了・卒業証書を授与する。
3. コース修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えた者に対して、校長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

(報奨)

第19条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、報奨を与えることができる。

(懲戒処分)

第20条 生徒がこの学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にも劣る行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、除籍、抹籍の3種とする。
3. 前項の訓告は、口頭と書面をもって生徒の将来を戒めるものであり、訓告の累積をもって除籍とすることがある。
4. 第2項の除籍は、当該生徒の在籍を強制的に終了させるものであり、次の各号に該当する場合、行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学則違反、授業妨害、暴力行為、破壊行為、校内での飲酒、許可されていない場所での喫煙、などの行為があった場合、その頻度と重大性を鑑み、除籍処分を決定する。
 - (5) 出入国管理及び難民認定法やその他の法令に違反した者
 - (6) 第21条で定める授業料等の納付金を所定の期日までに納付しない場合
5. 第2項の抹籍は、当該生徒の在籍記録を抹消するものであり、在籍期間における成績証明などの証明書を一切発行しないものとする。抹籍は次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 退学及び除籍の後、本校の出国指導に従わずに日本に残留した者
 - (2) 第21条の定めにおける授業料等の納付金を最終期限までに支払わなかった者
 - (3) 殺人、放火、強盗、傷害などの重大犯罪行為をし、本校の体面を著しく傷つけた者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金は、次の表の通りとする。

2. 選考料22,000円は出願時に納入する。
3. 入学時前に必要な諸費用は、12月分を原則とする。また入学後は、残った未納分をその一か月前までに納入する。
4. 在学中健康診断料、保険料、教材費、その他必要な経費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納入するものとする。

コース名	進学2年		進学1年9ヶ月		進学1年6ヶ月		進学1年3ヶ月	
年度	1年目	2年目	1年目	2年目	1年目	2年目	1年目	2年目
選考料	22,000		22,000		22,000		22,000	
入学金	50,000		50,000		50,000		50,000	
授業料	660,000	660,000	660,000	515,000	660,000	350,000	660,000	176,000
教材費	64,000	64,000	64,000	49,000	64,000	35,000	64,000	18,000
保険料	22,000	22,000	22,000	21,000	22,000	13,000	22,000	7,400
計(円)	818,000	746,000	818,000	585,000	818,000	398,000	818,000	201,400

(納入)

第22条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
3. 特別の事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 既に納入した生徒納付金は、返金規程に基づくものとする。

第6章 雑 則

（寄宿舍）

第25条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

第26条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

（細則）

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

- 一 この規則は平成30年4月1日から施行する。
- 二 この規則は令和2年7月1日から施行する。
- 三 この規則は令和4年4月1日から施行する。
- 四 この規則は令和7年4月1日から施行する。
- 五 この規則は令和8年4月1日から施行する。

以上

新宿御苑学院 返金規定

この規定は、新宿御苑学院が入学を許可した者で、かつ在留資格申請をしている場合において、学費の返金に関する事項について定めたものである。本規程は、日本語を成文とする。

(原則)

1. 学費の返金は、学生本人または経費支弁者を通じて行うものとする。
2. 学費返金の際に発生する振込手数料は、受取人の負担とする。
3. 学費納入後の辞退に伴い発生する事務手数料（法務省出入国在留管理庁への報告文書作成および報告時の通信費、これに係る人件費、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や講師手配に係る人件費等）として、33,000 円（税込）を返金額から差し引くものとする。
4. 稟議を経て承認された場合、以下の返金規定に基づき返金手続きを行うものとする。

① 申請前、申請後 辞退

一旦納入された選考料については、在留資格認定証明書申請前および交付後を問わず、辞退された場合、理由の如何を問わず返金は行わないものとする。

② 来日前 入学辞退

学費納入後、来日前にやむを得ない事情により留学をキャンセルする場合、書面による理由の通知に加え、在留資格認定証明書および入学許可証明書を返還することを条件として返金を行うものとする。ただし、選考料は入学選考および留学ビザ申請の対価であり、入学金は入学希望者の学籍確保および受け入れ準備に係る事務作業の対価であるため、返金の対象とはならない。

③ 入学後 受講辞退

入学後、やむを得ない事情により受講辞退する場合、文書による届出をもって返金を行うものとする。入学後 6 か月以上在籍している場合、提出時点で開始していない月の授業料を返金対象とする。ただし、入学後 6 か月未満の場合、6 か月目までの授業料は返金の対象としない。

※選考料、入学金、教材費、留学生保険については返金の対象とはならない。

④ 除籍の場合

留学中に法令または校則に違反し、除籍処分となった者については、授業料の返金を行わないものとする。

返金規定					
辞退時期	① 申請前、申請後 辞退	② 納入後 来日前入学辞退	③ 入学後の受講辞退 (6ヶ月未満)	③ 入学後の受講辞退 (6ヶ月以上)	④ 除籍の場合
選考料	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし
入学金	-	返金なし	返金なし	返金なし	
授業料	-	返金（全額）	返金（6ヶ月分）	返金（未受講月分）	
教材費	-	返金（全額）	返金なし	返金なし	
留学生保険料	-	返金（全額）	返金なし	返金なし	
事務手数料	-	33,000円	33,000円	33,000円	
必要な確認事項	-	・ 辞退理由書 ・ 辞退に伴う証明書 ・ 在留資格認定証明書と 入学許可証明書の返却	・ 帰国確認 ・ 在留カードの失効確認	・ 帰国確認 ・ 在留カードの失効確認	

【寮の規定】

第1条（目的）

この規則は新宿御苑学院寮(以下「本寮」という。)が、留学生に対し安全で快適な居住環境を提供し、日本での学習・研究活動を支援することを目的とする。

第2条（寮の概要）

1. 本寮は、以下の4棟から構成される。

1) 中公・御苑グリーンハイツ（女子寮）

居室数：1室 定員：5名 設備：ベッド・机・いす・インターネット・
エアコン・冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機・温水シャワーを設置。

2) ニューローレル(男子寮)

居室数：5室 定員：10名 設備：各居室には、二段ベッド・机・いすを備え付け。共用設備として、インターネット・エアコン・冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機
温水シャワーを設置。

3) 市ヶ谷ヒルサイドハイツ（女子寮）

居室数：1室 定員：4名 設備：ベッド・机・いす・インターネット・
エアコン・冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機・温水シャワーを設置。

4) ヴェラハイツ（女子寮）

居室数：7室 定員：7名 設備：各居室には、ベッド・机・いすを備え付け。共用設備として、インターネット・エアコン・冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機
温水シャワーを設置。

2. 各寮の所在地・アクセス方法・共用設備の利用等に関する詳細は、入寮決定後に通知する。

第3条（入寮資格）

本寮に入寮できる者は、新宿御苑学院に在籍する留学生で、入寮を希望する者とする。

第4条（入寮できなかった場合の支援）

居室数に限りがあるため、入寮を希望しても受け入れられなかった学生に対しては、可能な範囲で日本における滞在先に関する情報提供や相談等の支援を行うものとする。

第5条（寮生活）

入寮者は、本規則を遵守し、共同生活を円滑に行わなければならない。

第6条（寮費および関連費用）

1. 寮費は毎月25日までに翌月1か月分を支払う。

1) 1か月以上寮費の支払いが遅れた場合は、契約を解除する。

2) 1か月未満の場合は日ごとの寮費を、荷物だけ置く場合は1日につき550円を支払う。

	2 人部屋	4 人部屋	5 人部屋
寮費（光熱費込み）	45,000 円	50,000 円	50,000 円
1 日 分	4,000 円		

（※一人部屋希望の場合は別途費用）

2. 入寮者は預り金として 10,000 円を学校に預ける。
 - 1) 退寮の際、すべての義務を果たした後、清掃費を差し引いて返金される。
 - 2) 入寮後 6 か月以内に退寮するときは返金されない。
 - 3) 預り金を寮費などに換えることはできない。
3. 契約期間は 6 か月とし、学校が許可する場合は更新できる（更新時は所定の更新料を支払う）。
4. 光熱費（電気・ガス・水道・その他の雑費など）の使用量が学校の設定基準を超えた場合は、追加分を入寮者全員で負担する。
5. 鍵を紛失した場合は、賠償金を支払う
（ローレルの玄関の鍵：5,500 円，その他の鍵：1,100 円）
6. 物価の変動などにより、寮費・光熱費は増減する（変動がある場合は、事前に通知する）。

第 7 条（退寮に関して）

1. 入寮者が次のいずれかに該当する場合、学校は退寮を命じることができる。
 - 1) 新宿御苑学院の在籍資格を失った場合。
 - 2) 本規則に違反した場合。
 - 3) 寮費を滞納した場合。
2. 入寮者が退寮する場合は、1 か月以上前に「退寮申請書」を学校に提出する。
 - 1) 退寮日には、部屋に私物を残さず、きれいに清掃し、入寮時の状態に戻す。
 - 2) 「退寮同意書」と鍵を退寮日の翌日までに提出する。

第 8 条（その他）

1. 学校が不相当と認めた場合や規則に違反した場合は、預り金返金不可また契約解除となる。
2. 15 日以上留守にする場合は、事前に学校に連絡すること。
 - 1) 無断で 1 か月以上所在不明の場合は退寮とみなし、荷物をすべて処分する。
3. 寮は現状のまま使用し、改造しないこと
 - 1) 寮や寮内の物品を壊したときは、修理費用などを支払わなければならない。
4. 危険な行為をしないこと。
5. 近隣に迷惑をかけないこと（夜 9 時以降は特に静かにする）。

第 9 条（特記事項）

1. 寮の規則を守ること。
2. 石油ストーブの使用、麻雀、集会、室内での喫煙、ペット類の飼育禁止。
3. 無断での契約者以外の入室・宿泊・居住禁止。
4. 学校は寮の管理・見回りのために、予告なく寮に立ち入ることがある。
5. 契約書に書いていないことは、日本の法律・習慣に合わせて判断する。

新宿御苑学院 健康診断に関する規定

第1条（目的）

本規定は、本校に在籍する学生の健康管理及び感染症予防を図り、安全で快適な学習環境を維持することを目的とする。

第2条（健康診断の実施）

1. 本校は、在籍する全ての学生に対し、年1回定期健康診断を実施する。
2. 必要に応じて、臨時の健康診断または特定の感染症に関する検査を実施することがある。

第3条（定期健康診断の項目）

定期健康診断の項目は、学校保健安全法施行規則第6条に定められている検査項目に準拠し、以下の項目を含むものとする。ただし、必要に応じて項目を追加または省略することがある。

- （1）問診
- （2）身体計測（身長、体重、BMI）
- （3）視力検査
- （4）聴力検査
- （5）胸部エックス線検査
- （6）尿検査
- （7）血圧測定
- （8）その他、学校医が必要と認める検査

第4条（健康診断の実施時期及び場所）

定期健康診断の実施時期及び場所は、別途通知する。

第5条（健康診断の受診義務）

1. 学生は、指定された期日及び場所に必ず定期健康診断を受診しなければならない。 2. やむを得ない理由により定期健康診断を受診できない場合は、事前に学校に届け出て、指示を受けること。

第6条（健康診断結果の通知）

健康診断の結果は、後日学生本人に通知する。

第7条（健康相談及び保健指導）

1. 健康診断の結果に基づき、必要と認められる学生に対しては、近隣の医療機関に関する情報提供や、学生の同意を得た上で付き添い等の支援を行う。
2. 学生は、健康に関する不安や疑問がある場合、学校に相談することができる。

第8条（感染症への対応）

1. 学校は、感染症の予防及び蔓延防止のため、必要な措置を講じる。
2. 学生は、感染症に罹患した場合またはその疑いがある場合は、速やかに学校に報告し、学校の指示に従うこと。
3. 学校は、感染症予防のため、手洗いの励行、消毒、換気等の指導を行う。

第9条（個人情報の保護）

健康診断の結果を含む学生の健康に関する情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理し、本人の同意なしに第三者に開示しない。ただし、法令に基づく場合または学生の生命に関わる緊急の場合はこの限りではない。

第 1 0 条（費用負担）

定期健康診断の費用は、原則として学費に含まれており、学校が負担する。
ただし、再検査や精密検査が必要となった場合の費用負担については、別途定める。

第 1 1 条（規定の改廃）

本規定の改廃は、校長が行う。

附則

この規定は、2025 年 5 月 9 日から施行する。